



5 児童手当

家庭における生活の安定と、これからの社会を担うお子さんの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを養育している方に児童手当を支給します。

■ 受給者／申請者

中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までのお子さんを養育している方

■ 児童手当の額および支払月

お子さんの年齢	支給額（1人当たりの月額）	支払月
3歳未満	一律 15,000円	年3回 ○ 2月・・・10月～1月分 ○ 6月・・・2月～5月分 ○ 10月・・・6月～9月分
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	一律 10,000円	

※ お子さんを養育している方の所得が、下表の「所得制限限度額」未満の場合に限ります。

なお、所得が所得制限限度額以上の場合は、お子さん1人につき月額5,000円（一律）になります。

■ 申請の手続き

こども福祉課に認定請求書を提出（申請）した月の翌月分から支給されます。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受給できません。

なお、公務員の方は、勤務先に申請してください。

《申請に必要なもの》

- 健康保険証の写しなど
（請求者が被用者（会社員等）の場合）
- 請求者および配偶者の個人番号がわかるもの
（マイナンバー通知カード等）
- 印かん（朱肉を使うもの）
- 通帳等（振込先がわかるもの）

※この他にも、必要に応じて提出する書類があります。

■ 所得制限限度額（児童手当）

扶養する親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1,002.1
5人	812.0	1,042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。



問合せ先

こども福祉課（児童福祉係）

TEL：0299-82-2911（代表）

